

* 北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規 則

○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則…………… (農業支援課) 1

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (情報政策課) 5

○有害興行の指定…………… (生活文化・青少年室) 6

○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課) 6

○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課) 7

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) 7

○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課) 7

支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し…………… 7

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第32号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則(平成15年北海道規則第73号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成13年農林水産省令第148号」を「平成17年農林水産省令第27号。以下「省令」という。」に改める。

第3条中「政令」の次に「、省令」を、「所管区域」の次に「(市の区域を含む。)」を加える。

第4条中「第10条第17項」を「第10条第18項」に、「同条第20項」を「同条第21項」に改める。

第5条中「第10条第18項」を「第10条第19項」に改める。

第6条中「第10条第21項」を「第10条第22項」に改める。

第7条中「第10条第22項」を「第10条第23項」に改める。

第11条中「第11条の3第1項ただし書」を「第11条の4第1項ただし書」に改める。

第12条中「第11条の3の2ただし書」を「第11条の5ただし書」に、「信用事業命令第25条第1項」を「省令第8条第1項」に改める。

第13条中「第11条の4第1項」を「第11条の7第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(承認を要しない共済規程の変更の届出)

第13条の2 法第11条の7第4項の規定による共済規程の変更の届出は、別記第10号様式の2の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 理由書

(2) 共済規程の変更部分に係る新旧対照表

(3) 変更について議決を行った総会又は総代会(定款で理事会の権限とされた事項にあっては、理事会)の議事録の謄本又は抄本

(4) その他参考となるべき事項を記載した書類

第14条中「第11条の8第1項」を「第11条の23第1項」に改める。

第15条中「第11条の11」を「第11条の26」に改める。

第16条中「第11条の14第1項」を「第11条の29第1項」に改める。

第17条中「第11条の15の3第1項」を「第11条の32第1項」に改め、同条第4号中「第11条の15の2第3項」を「第11条の31第3項」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条中「第11条の17第2項ただし書」を「第11条の46第2項ただし書」に、「信用事業命令第32条第1項」を「省令第64条第1項」に改める。

第24条に次の1項を加える。

2 法第50条の3第1項(法第48条第7項において準用する場合を含む。)の規定により総会又は総代会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における法第50条の2第3項の規定による認可の申請は、前項の規定にかかわらず、別記第22号様式の2の申請書に、信用事業命令第51条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる書類のほか、法第50条の3第3項において準用する商法(明治32年法律第48号)第245条ノ5第2項の規定による手続を完了したことを証する書面を添えてしなければならない。

第25条中「第50条の2第7項」を「第50条の2第8項」に改める。

第26条中「第50条の3第5項」を「第50条の4第5項」に、「第50条の2第7項」を「第50条の2第8項」に改め、同条第4号から第6号までの規定中「第50条の3第4項」を「第50条の4第4項」に改める。

第27条の見出し中「業務報告書」の次に「及び事業計画書」を加え、同条第1項中「又は第2項」を「若しくは第2項」に改め、「による業務報告書」の次に「又は省令第189条第

1 項の規定による事業計画書」を、「決算」の次に「又は当該事業計画の決議」を加え、同条第2 項中「信用事業命令第53条第4 項」を「省令第169条第7 項」に、「同条第5 項」を「同条第8 項」に改め、「申請書」の次に「又は省令第189条第6 項による事業計画書の提出の延期の承認の申請に係る同条第7 項の申請書」を加える。

第28条中「信用事業命令第56条第2 項」を「省令第173条第2 項」に改める。

第29条中「法第54条の3 第1 項」を「省令第188条第1 項第19号に該当する場合に行う法第97条の2 の規定による法第54条の3 第1 項」に、「を開始した場合の信用事業命令第58条第3 項の規定による」を「の開始の」に、「同条第4 項」を「省令第188条第3 項」に改める。

第33条に次の1 項を加える。

3 法第65条の2 第1 項（法第48条第7 項において準用する場合を含む。）の規定により総会又は総代会の議決を経ないで合併を行う場合における法第65条第2 項の規定による合併の認可の申請は、前2 項の規定にかかわらず、別記第36号様式の2 の申請書に次に掲げる書類（合併後存続する組合が法第10条第1 項第3 号の事業を行う組合以外の組合である場合にあっては、第9号から第12号までに掲げるものを除く。）を添えてしなければならない。

(1) 理由書

(2) 合併契約書の写し

(3) 法第65条の2 第3 項において準用する商法第413条ノ3 第4 項の規定による手続を完了したことを証する書面

(4) 法第65条第4 項において準用する法第49条第1 項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

(5) 法第65条第4 項において準用する法第49条第2 項の規定による手続を完了したことを証する書面

(6) 法第65条第4 項において準用する法第50条第2 項の規定による手続を要する場合にあっては、その手続を完了したことを証する書面

(7) 合併後存続する組合の定款

(8) 合併後存続する組合の事業計画書（別記第30号様式）

(9) 合併後における単体自己資本比率の見込みを記載した書類

(10) 合併後存続する組合が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合にあっては、当該子会社対象会社に関する次に掲げる書類

ア 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

イ 業務の内容を記載した書類

ウ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

エ 役員の役職名及び氏名を記載した書類

(11) 合併後存続する組合が子会社等を有する場合にあっては、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

(12) 合併後存続する組合又はその子会社が当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して保有することとなる場合にあっては、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

(13) その他参考となるべき事項を記載した書類

第41条第1 項中「信用事業命令第58条第3 項第16号」を「省令第188条第1 項第20号」に、「同項」を「法第97条の2 」に改める。

第44条の次に次の2 条を加える。

（共済代理店の設置又は廃止の届出）

第44条の2 法第97条の2 第1 号に該当する場合に行う同条の規定による共済代理店の設置又は廃止の届出に係る省令第183条の届出書は、別記第49号様式によるものとする。

（子会社対象会社を子会社としようとする場合等の届出）

第44条の3 法第97条の2 第3 号から第5 号までのいずれかに該当する場合に行う同条の規定による子会社対象会社を子会社としようとする場合等の届出に係る省令第185条の届出書は、別記第50号様式によるものとする。

第45条中「法」の次に「、省令」を加える。

別記第1 号様式中「第10条第20項前段」を「第10条第21項前段」に、「第10条第17項（第20項）」を「第10条第18項（第21項）」に改める。

別記第2 号様式中「第10条第18項」を「第10条第19項」に改める。

別記第3 号様式中「第10条第21項前段」を「第10条第22項前段」に、「第10条第21項の」を「第10条第22項の」に改める。

別記第4 号様式中「第10条第22項」を「第10条第23項」に改める。

別記第8 号様式中「第11条の3 第1 項ただし書」を「第11条の4 第1 項ただし書」に改める。

別記第9 号様式中「第11条の3 の2 」を「第11条の5 」に改める。

別記第10号様式中「第11条の4 第1 項（第3 項）」を「第11条の7 第1 項（第3 項）」に改め、同様式の次に次の1 様式を加える。

別記第10号様式の2（第13条の2 関係）

共済規程変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名 代表理事 氏 名 印 共済規程を変更したので、農業協同組合法第11条の7第4項の規定により、届け出ます。 (添付書類) - 理由書 - 共済規程の変更部分に係る新旧対照表 - 変更の議決を行った総会（総代会、理事会）の議事録の謄本又は抄本 - その他参考となるべき事項を記載した書類 別記第11号様式中「第11条の8第1項（第3項）」を「第11条の23第1項（第3項）」に改める。 別記第12号様式その1からその4までの規定中「第11条の11」を「第11条の26」に改める。 別記第13号様式中「第11条の14第1項（第3項）」を「第11条の29第1項（第3項）」に改める。 別記第14号様式中「第11条の15の3第1項（第3項）」を「第11条の32第1項（第3項）」に改める。 別記第15号様式中「第11条の15の2第3項」を「第11条の31第3項」に改める。 別記第16号様式を次のように改める。 別記第16号様式 削除 別記第17号様式中「信用事業会社」を「特定事業会社」に、「第11条の17第2項ただし書」を「第11条の46第2項ただし書」に改める。 別記第22号様式の次に次の1様式を加える。 別記第22号様式の2（第24条関係） 信用事業全部（一部）譲受け認可申請書 年 月 日 北海道知事 様 （ 支庁長） 所 在 地 組 合 名 代表理事 氏 名 印 農業協同組合より、信用事業の全部（一部）を譲り受けたいので、農業協同組合法第50条の2第3項の規定により、申請します。	(添付書類) - 理由書 - 譲渡契約書の写し - 正組合員に対する公告又は通知の手続を完了したことを証する書面 - 理事会（経営管理委員会）で譲受けの議決を行った日から2週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表 - 債権者に対する公告及び催告の手続を完了したことを証する書面 - 債権者の異議の申出により弁済し、担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面 - 譲受け後における組合の収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類 - 譲受けにより子会社とする子会社対象会社に関する次に掲げる書類 (1) 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類 (2) 業務の内容を記載した書類 (3) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類 (4) 役員の役職名及び氏名を記載した書類 - 組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類 - 譲受けにより組合又はその子会社が合算して基準議決権数を超えて議決権を有することとなる国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類 - その他参考となるべき事項を記載した書類 注 8に掲げる書類は信用事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合、9に掲げる書類は組合が子会社等を有する場合、10に掲げる書類は組合又はその子会社が信用事業の譲受けにより国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合に限り、添付すること。 別記第23号様式中「第50条の2第7項」を「第50条の2第8項」に改める。 別記第24号様式中「第50条の3第5項」を「第50条の4第5項」に、「第50条の2第7項」を「第50条の2第8項」に改める。 別記第25号様式中「業務報告書の」を「業務報告書（事業計画書）の」に、「に係る総代（総代会）は」を「（ 事業年度の事業計画の決議）に係る総会（総代会）は」に改め、「第2項」の次に「、農業協同組合法施行規則第189条第1項」を加え、同様式の添付書類1の事項中「業務報告書」の次に「（事業計画書）」を加え、同様式の添付書類2の事項中「決算」の次に「（事業計画の決議）」を加える。 別記第26号様式中「業務報告書提出延期承認申請書」を「業務報告書（事業計画書）提出延期承認申請書」に改め、「の業務報告書」の次に「（事業計画書）」を加え、「農業協同
--	--

組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第53条第4項を「農業協同組合法施行規則第169条第7項（第189条第6項）」に改める。

別記第27号様式中「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第56条第2項」を「農業協同組合法施行規則第173条第2項」に改める。

別記第28号様式中「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第3項」を「農業協同組合法第97条の2」に改める。

別記第36号様式その2の添付書類9の事項及び10の事項中「合併により」を「合併後」に改め、同様式その2の注3の事項中「合併により設立される」を「合併後存続する」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第36号様式の2（第33条関係）

合併認可申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

存続する組合

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 回

解散する組合

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 回

農業協同組合（農業協同組合連合会）と 農業協同組合（農業協同組合連合会）は、 農業協同組合（農業協同組合連合会）を存続組合として合併したいので、農業協同組合法第65条第2項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 合併契約書の写し
- 3 正組合員に対する公告又は通知の手続を完了したことを証する書面
- 4 合併契約書を作成した日から2週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表
- 5 債権者に対する公告及び催告の手続を完了したことを証する書面
- 6 債権者の異議の申出により、弁済し、担保を供し、又は財産を信託したことを証

する書面

- 7 合併後存続する農業協同組合（農業協同組合連合会）の定款
- 8 合併後存続する農業協同組合（農業協同組合連合会）の事業計画書
- 9 合併後における単体自己資本比率の見込みを記載した書類
- 10 合併により子会社とする子会社対象会社に関する次に掲げる書類
 - （1）名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - （2）業務の内容を記載した書類
 - （3）最終の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類
 - （4）役員の役職名及び氏名を記載した書類
- 11 組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 12 合併により組合又はその子会社が合算して基準議決権数を超過して議決権を有することとなる国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 13 その他参考となるべき事項を記載した書類

注1 9から12までに掲げる書類は、合併後存続する組合が農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合である場合に限り、添付すること。

注2 10に掲げる書類は合併により子会社対象会社を子会社とする場合、11に掲げる書類は組合が子会社等を有する場合、12に掲げる書類は合併により組合又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して保有することとなる場合に限り、添付すること。

別記第44号様式中「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第3項」を「農業協同組合法第97条の2」に改め、同様式の注の事項を削る。

別記第48号様式の次に次の2様式を加える。

別記第49号様式（第44条の2関係）

共済代理店設置（廃止）届出書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 回

次のとおり共済代理店を設置（廃止）するので、農業協同組合法第97条の2の規定により、届け出ます。

記 1 共済代理店の所在地（住所）及び名称（氏名） 2 設置（廃止）年月日 (添付書類) 1 理由書 2 その他参考となるべき事項を記載した書類 別記第50号様式（第44条の3関係） 子 会 社 届 出 書 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 所 在 地 組 合 名 代表理事 氏 名 印 次の会社を子会社とする（次の子会社が子会社でなくなった、次の子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となった）ので、農業協同組合法第97条の2の規定により、届け出ます。 記 会社（子会社）の所在地及び名称 (添付書類) 1 理由書 2 組合に関する次に掲げる書類 (1) 最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類 (2) 届出後における収支の見込みを記載した書類 3 組合及びその子会社の届出後における収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類 4 この届出に係る子会社に関する次に掲げる書類 (1) 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類 (2) 業務の内容を記載した書類 (3) 最終の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類	(4) 役員の役職名及び氏名を記載した書類 5 組合又はその子会社が合算して基準議決権数を超過して議決権を有することとなる特定事業会社である国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類 6 その他参考となるべき事項を記載した書類 注1 2から5までに掲げる書類は、子会社対象会社を子会社とする場合に限り、添付すること。 注2 5に掲げる書類は、組合又はその子会社が特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して保有することとなる場合に限り、添付すること。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の農業協同組合法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
告 示	
北海道告示第582号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成17年8月2日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 北海道電子自治体共同システム構築業務 2 随意契約の相手方を決定した日 平成17年6月17日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社HARP (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 4 随意契約に係る契約金額 436,800,000円（うち北海道契約額 16,296,144円） 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第	

372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道企画振興部 I T推進室情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第583号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の 種 別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の 範 囲	指 定 の 理 由
映 画	黒下着の好きもの女医	オ ー ビ ー 映 画	全部	著しく粗暴性を助長し、 性的感情を刺激し、又は 道義心を傷つけるもの等 であって、青少年の健全 な育成を害するおそれ があると認められるため
同	人妻 濃密な交わり	新 東 宝 映 画		
同	ドスケベ坊主 美姉妹いただきます	オ ー ビ ー 映 画		
同	奇妙なサーカス	セディックインターナショナル		
同	和服卅レズ 熟女の絡み合い	新 日 本 映 像		
同	恥母の御不浄 それを我慢できない	同		

北海道告示第584号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
新 十 津 川	かんがい排水〔国営附帯〕	平成16.12.20
鶴 城	同	同 17. 2.10
中 央	同	同 17. 6.30
東 1 線	水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水）	同 17. 1.20
納 内 西	土地改良総合整備〔担い手育成型〕（区画整理、農業用排水）	同 17. 2.21
同	同（農道）	同 13.12.14
同	同（暗きょ）	同 16.12.10
西長沼第2	同（農業用排水、農道）	同
同	同（区画整理、暗きょ）	同 16. 5.20
暁	同	同 16. 5.10

同	同	（農業用排水）	同 17. 1. 7
同	同	（客土）	同 15.12.19
幌 内	ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理）	同	16.10.29
北 美 唄	同	同	16.12.20
光 珠 内	同	同	16.12.10
中 央	経営体育成基盤整備（区画整理）	同	16.11.19
同	同	（農業用排水）	同 16. 6.10
同	同	（暗きょ）	同 15. 2.20
納 内 東	同	（区画整理）	同 16. 5.20
同	同	（農業用排水）	同 17. 1.31
同	同	（農道）	同 13. 6.20
同	同	（暗きょ）	同 16.12. 8
千 秋	同	（区画整理）	同 16.11.10
同	同	（農業用排水、客土、暗きょ）	同 16.12.13
面 白 内	同	（区画整理、暗きょ）	同 16.12.10
同	同	（農業用排水）	同 17. 2.10
同	同	（客土）	同 14. 5.15
南 札 比 内	同	（区画整理）	同 15. 8. 1
同	同	（農業用排水）	同 17. 3.10
岩 幌 南	同	（区画整理）	同 15.12.10
同	同	（農業用排水、農道）	同 16.12.20
同	同	（暗きょ）	同 16. 9.30
中 村 北 央	経営体育成基盤整備（客土、暗きょ）	同	15.12.19
同	同	（区画整理、農業用排水）	同 16.11.30
自 協	同	（区画整理、暗きょ）	同
同	同	（農業用排水、農道）	同 17. 1.28
山 二	一般農道整備（広域関連）	同	16.12. 6
茂 世 丑 東	同（過疎基幹）	同	17. 3.18
夕 張 太 西	農村振興総合整備（ほ場整備、農用地改良保全）	同	13. 5.21
同	同	（農業用排水）	同 14.11.29
同	同	（農道）	同 11.10.29
西 花 月	中山間地域総合整備（農業用排水）	同	16. 6.30
同	同	（ほ場整備）	同 17. 1.31
同	同	（客土）	同 14. 2.25
同	同	（暗きょ）	同 16.10.29

北 月 形	中山間地域総合整備（農業用排水）	平成16.12.24
同	同（ほ場整備、暗きょ）	同 16. 9.10
同	同（客土）	同 15. 6.10
音 江 東	中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工、整地）	同 17. 1.20
同	同（暗きょ）	同 16. 6.10

北海道告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

保安林の所在場所

室蘭市茶津町4の3・9の1・9の3・12の7（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2

指 定 の 目 的

土砂の崩壊の防備

3

指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第586号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

解除予定保安林の所在場所

白老郡白老町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2

保安林として指定された目的

水源のかん養

3

解 除 の 理 由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 函館圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路 3・4・47号	文 教 通	函館市日吉町 1丁目	函館市戸倉町	函館市高丘町

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 旭川圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路 3・4・47号	空 港 通	東神楽町北 3 条東 2 丁目	東神楽町	東神楽町字東 神楽

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 虻田都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路 3・4・ 5号	高 砂 通	虻田町字旭町	虻田町字高砂 町	虻田町字高砂 町
幹線街路 3・4・ 6号	山 手 通	虻田町字栄町	虻田町字旭町	虻田町字青葉 町
幹線街路 3・4・ 9号	インター通	虻田町字栄町	虻田町字泉	虻田町字高砂 町

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第19号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第 1 項の規定により、次の貸

金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年8月2日

北海道渡島支庁長 新 田 彰

- 1 住 所 函館市湯川町2丁目18-21
- 2 商号又は名称 紙谷商事
- 3 氏 名 紙谷 亘
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)渡第00849号
- 5 登録取消年月日 平成17年7月25日